

第 8 部 東海地震事前対策計画

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号、以下「大震法」といいます。）第三条に基づき、昭和 54 年 8 月 7 日、東海地震にかかわる地震防災対策強化地域（以下「強化地域」といいます。）が指定され、神奈川県では本町を含む 8 市 11 町がこの指定を受けました。

この強化地域においては、大震法により、県、市町、防災関係機関等は、警戒宣言が発せられたときにとるべき地震防災応急対策にかかわる措置を中心に、日常の啓発、訓練及び緊急整備事業等に関する地震防災計画を作成する等、地震防災体制の推進を図るよう義務づけられています。

強化地域に指定された神奈川県内の 8 市 11 町

平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

第 1 章 計画の目的

第 1 節 東海地震に関する事前対策の目的

この計画は、大震法第六条に基づき、東海地震に係る強化地域において、警戒宣言等が発せられたときにとるべき対策を中心に、緊急整備事業の推進等について定め、東海地震の予防体制の推進を図ることを目的としています。

- 1 この計画は、大震法第六条に基づく地震防災強化計画（以下「強化計画」といいます。）とします。
- 2 この計画は、東海地震の発生に伴う本町域の被害発生を防止し又は軽減するために、町及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本事項について定めます。
- 3 この計画は、東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下、「東海地震に関連する情報」といいます。）の発表及び警戒宣言が発せられた時から地震災害発生までの間の事前応急対策を定めます。

- 4 町及び防災関係機関等は、この計画に基づき、それぞれ必要な事前対策を実施します。

第2章 予防対策

第1節 緊急整備事業

大規模な地震が発生したときに被害の軽減を図るためには、あらかじめ、避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路等の各種防災関係施設を整備する必要があります。このため、町及び関係機関は、これらの防災施設につき地震対策緊急整備事業計画を定め、関連事業との整合を図り、早急にその整備を図るものとします。

町は、大震法施行令第二条の規定に基づく以下の「地震防災上緊急に整備すべき施設等」について、年次計画を定め、その整備推進に努めます。また、大震法施行令第二条の規定に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設以外の防災対策関連事業についても、年次計画を定めその整備推進に努めます。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 緊急輸送路
- 5 がけ崩れ等防止施設
- 6 医療施設
- 7 学校施設
- 8 社会福祉施設
- 9 通信施設

第2節 地震防災応急計画の作成義務

大震法第七条及び法施行令第四条に基づき、学校、病院など不特定多数の者が出入りする施設、大規模な工場や事業所、危険物の製造、電気・ガス・水道などの施設、鉄道事業等については、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表されたときあるいは警戒宣言が発せられたときの災害防止と社会的混乱を避けるために、それぞれの施設管理者等が地震防災応急計画を作成します。

第3節 東海地震に関連する情報に関する知識の普及

町は、東海地震の切迫性や東海地震に係る防災意識の普及、啓発に努めます。

また、町は、警戒宣言が発せられたとき等に住民等が的確な判断に基づいて行動できるよう、以下の知識の普及に努めます。

- 1 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 東海地震の予知に関する知識
- 3 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- 4 予想される地震及び津波に関する知識
- 5 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられたとき並びに地震が発生したときの出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動にかかわる知識

第3章 警戒宣言発令時対策

町は、警戒宣言が発せられた時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒宣言発令時対策を実施します。

町、県及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときには、東海地震の発生後に災害応援協定に基づく応援を円滑に行うため、情報の共有を図りながら必要な対応を相互にとります。

警戒宣言発令時対策の実施に当たっては、町は、地域住民の日常生活への影響や強化地域内外の経済的影響並びに高齢者、子ども、病人等の要配慮者への配慮に努めます。

なお、東海地震に関連する情報が発表された場合、町、県及び防災関係機関は、その情報内容に応じて、職員の参集や事前の準備行動などの必要な措置を、経済的影響等に配慮しながら講じます。

第1節 東海地震に関連する情報が発表されたときの対応

町及び防災関係機関は、東海地震に関連する情報の区分に応じ、事態の推移に伴い、速やかに必要な対策が行えるよう、次の体制をとります。

情報の種類	情報の内容	カラーレベル		配備体制
		発表	終了	
東海地震に関連する調査情報（定例）	毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会において評価した調査結果について発表される情報	青	青	—
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地域の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査状況について発表される情報で、東海地震におけるひずみ計1箇所以上で有意な変化が観測された場合等に発表される情報	青	青	平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い、人員を増員し、必要な対策が行える体制
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められたときに発表される情報で、東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	黄	青	情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行える体制
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計3箇所以上での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	赤	青	事前の応急対策及び地震が発生したとき、災害対策が円滑に行える体制

第2節 警戒宣言が発せられたときの対応

1 町警戒本部の設置

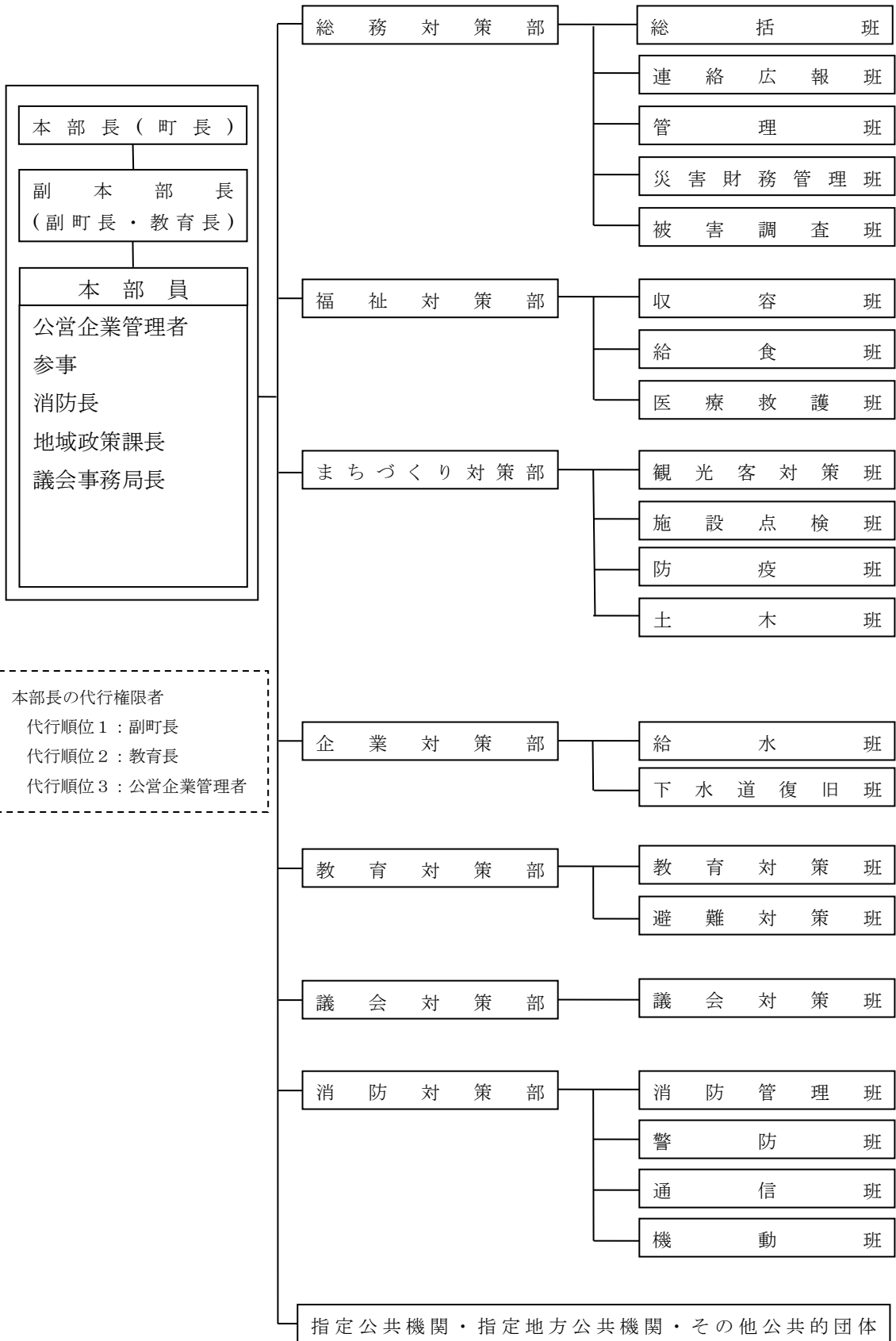
町長は、警戒宣言が発せられたとき、警戒宣言発令時対策を実施するため、大震法第十六条に基づき、直ちに湯河原町災害警戒本部（以下「町警戒本部」と言います。）を設置します。

また、警戒解除宣言が発せられたときは、町警戒本部を廃止します。

なお、東海地震注意情報が発表されたときは、町警戒本部を設置できる体制をとります。ただし、本情報の解除に係る情報が発表されたときは、その体制を解除します。

町警戒本部組織は、次のとおりとします。

湯河原町災害警戒本部



2 町警戒本部の設置場所

町警戒本部は、特別のときを除き、町役場第2庁舎に設置します。

3 町警戒本部の業務

町警戒本部は、次の業務を実施します。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の受伝達
- (2) 住民への情報提供と呼びかけ
- (3) 防災関係機関の業務にかかわる連絡調整
- (4) 国、県に対する応援要請
- (5) 発災後における応急対策の事前準備
- (6) その他地震防災応急対策の実施

4 町警戒本部配備要員の参集

町警戒本部配備要員は、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、速やかに所定の場所へ参集し、配備につきます。

なお、各対策部及び各班の事務所掌は、次のとおりとします。

部	班	分 担 事 務
総務対策部	総 括 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒本部に関すること。 2 防災対策の総括に関すること。 3 地区防災本部に関すること。 4 避難勧告に関すること。 5 諸情報の連絡伝達に関すること。 6 地区防災本部、地区派遣職員との連絡に関すること。 7 無線通信及び広報施設の確保運用に関すること。 8 対策物資・機材の調達管理及び輸送に関すること。
	連 絡 広 報 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報活動に関すること。
	管 理 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員に関すること。 2 庁舎応急対策に関すること。 3 公用車の確保運用に関すること。 4 救援物資の受入体制に関すること。 5 防災ボランティアの受入及び活動内容等の調整に関すること。

部	班	分 担 事 務
対策部 総務	災害財務管理班	1 防災対策の経理に関すること。
	被害調査班	1 被害の調査に関すること。 2 被害調査の集計に関すること。
福祉対策部	収 容 班	1 危険地域における避難者の収容保護に関すること。 2 町立保育園に関すること。 3 公共福祉施設との連絡調整に関すること。 4 避難者の収容保護の応援に関すること。 5 応急給食の応援に関すること。 (給食調理員兼庁務員)
	給 食 班	1 応急給食に関すること。 (兼務) 各保育園給食調理員兼庁務員 各学校給食調理員兼学校用務員・栄養士 2 応急食料及び設備の確認に関すること。 (兼務) 各保育園給食調理員兼庁務員 各学校給食調理員兼学校用務員・栄養士
	医療教護班	1 避難者の応急医療に関すること。 2 小田原医師会湯河原班との連絡調整に関すること。
まちづくり対策部	観光客対策班	1 危険地域における観光客の保護に関すること。 2 交通規制による滞留客等の保護に関すること。
	施設点検班	1 農道及び漁港の点検に関すること。
	防 疫 班	1 防疫資材・薬品の点検に関すること。 2 災害廃棄物の収集体制に関すること。 3 災害廃棄物の処理体制に関すること。
	土 木 班	1 応急資材の点検及び労務の調整に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 緊急避難所（公園）の点検に関すること。 4 道路・橋りょう・河川・水路の点検に関すること。 5 工事現場の措置に関すること。
企業対策部	給 水 班	1 応急給水に対する飲料水の確保に関すること。 2 水道、温泉施設の点検に関すること。
	下水道復旧班	1 浄水センターの点検に関すること。 2 下水管渠の点検に関すること。

部	班	分 担 事 務
教育対策部	教育対策班	1 教育委員、教育機関との連絡調整に関すること。 2 教育施設の安全確保に関すること。
	避難対策班	1 避難者の収容に関すること。 2 臨時給食施設に関すること。
対策部 議会	議会対策班	1 議会議員との連絡調整に関すること。
消防対策部	消防管理班	1 消防指揮本部に関すること。 2 消防職、団員の動員に関すること。 3 消防対策の総括に関すること。
	警 防 班	1 避難命令、勧告に関すること。 2 災害、被害、警防情報収集及び報告に関すること。 3 応援に関すること。
	通 信 班	1 警戒宣言発令に伴うサイレンの吹鳴に関すること。 2 情報の収集伝達に関すること。 3 緊急広報に関すること。
	機 動 班	1 消防資機材の点検整備に関すること。 2 災害の警戒に関すること。 3 危険地域における避難の勧告指示に関すること。

資料 1-1-1 湯河原町地震災害警戒本部条例

第3節 警戒宣言前の準備行動

東海地震注意情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められたときに、国はその旨を公表します。町は、救急・救助、消火部隊等の受入れ、派遣準備や物資の点検、生徒等の帰宅、旅行の自粛など必要な準備行動等を行います。

なお、本情報の解除に係る情報が発表されたときは、国は、準備体制の解除を発表します。それに伴い、町は準備行動を終了します。

第4節 東海地震に関連する情報、警戒宣言等の伝達

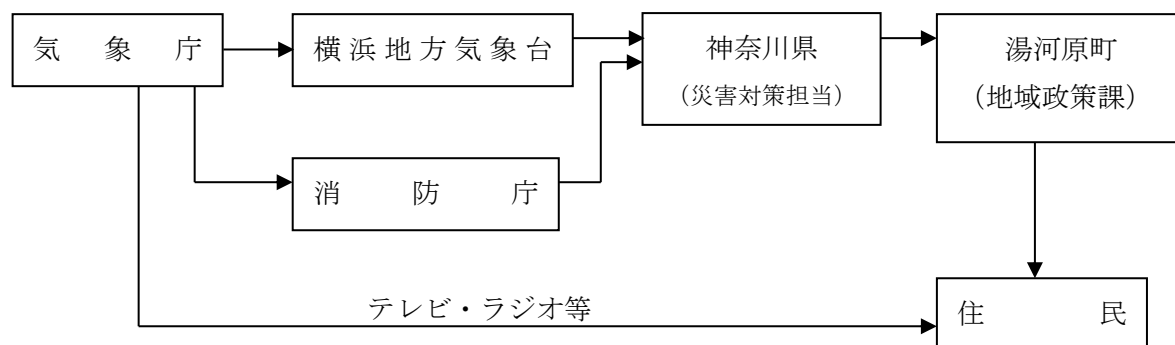
1 東海地震に関連する情報の伝達

東海地震の観測データに異常が発見され、東海地震に関連する情報が発表されたときは、気象庁から消防庁及び横浜地方気象台を通じて、その情報が県から町に伝達されます。

町は、東海地震に関連する情報の伝達を受けたときは、防災行政用無線等により速やかに住民等に伝達します。

(1) 勤務時間内の情報伝達経路

東海地震に関連する情報の伝達は、次の伝達経路により行います。



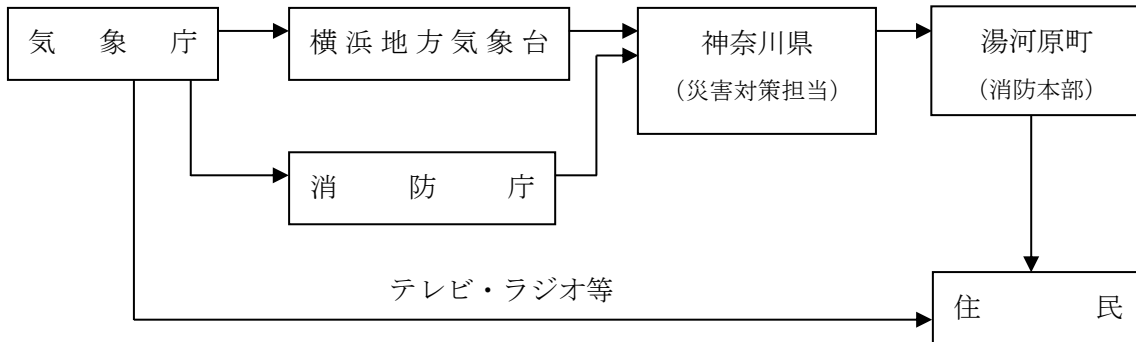
・町の組織内伝達

本庁舎内：放送設備により一斉伝達します。

出先機関：放送を受けた連絡担当者は、電話等により所管出先機関に伝達します。

(2) 勤務時間外及び休日の伝達経路

勤務時間外、休日の伝達経路は、次の伝達経路により行います。



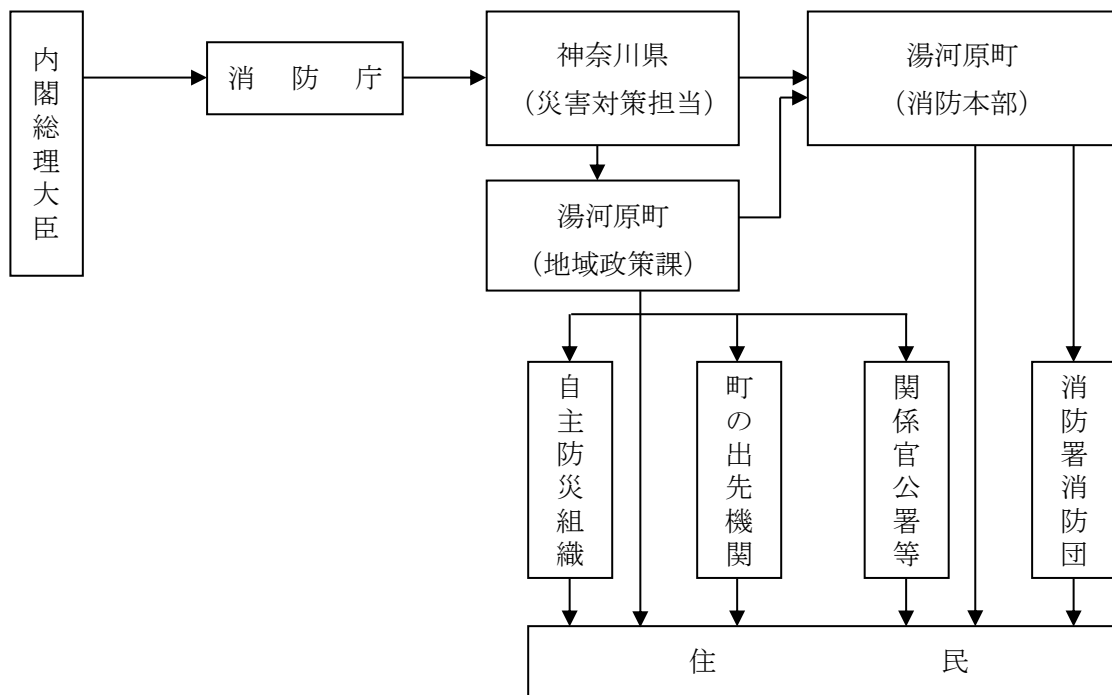
勤務時間外及び休日は、関係職員が自宅から電話等により、あらかじめ定めてある各対策部動員連絡表により伝達します。

2 警戒宣言の伝達

気象庁長官から東海地震予知情報の報告を受け、地震応急対策を緊急に実施する必要があると認められたときは、内閣総理大臣は、閣議決定の後に警戒宣言を発します。警戒宣言は、報道機関を通じて広報されるとともに、消防庁から県を通じて町に伝達されます。

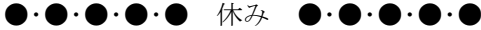
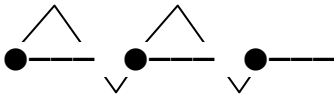
町は、県から警戒宣言発令の伝達を受けたときは、防災行政用無線等により速やかに住民等に伝達します。

警戒宣言の伝達は、次の伝達系統により行うものとします。



3 警戒宣言の住民に対する伝達手段

町は、警戒宣言について、防災行政無線、公用車、消防車により住民に伝達するほか、次の内閣府令による地震防災信号を活用し、伝達します。

警 鐘	サイレン
(5点) 	(約 45 秒)  (休み約 15 秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続します。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用します。	

第5節 広報対策

東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表されたとき、あるいは警戒宣言が発せられたときには社会的混乱が発生することが考えられます。

特に警戒宣言発令後は、帰宅を急ごうとする人による駅や道路での混雑、電話の集中等の発生が考えられます。

これらに対処するため、町及び防災関係機関は、迅速かつ的確な広報活動を実施します。

また、要配慮者等の情報伝達について、特に配慮を要する者に対しては、防災行政無線のほか、公用車など様々な広報手段を活用するよう努めます。

町は、警戒宣言発令時に次の事項に留意し、迅速、的確に対処するよう住民への広報を実施します。

- 1 冷静な行動をとること。
- 2 不要な火気の始末をすること。
- 3 家具等屋内重量物の倒壊防止措置をとること。
- 4 防災行政無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、流言飛語に惑わされないこと。
- 5 最低3日分程度の飲料水、食料等の非常持ち出しの準備をすること。
- 6 自動車による移動を自粛すること。
- 7 避難対象地区として町から指定された地区以外は避難行動を行わず、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動すること。
- 8 電話の使用は自粛すること。

- 9 東海地震に関連する情報に関すること。
- 10 その他生活関連情報等、住民等が必要とする情報に関すること。

第6節 警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告

町は、警戒宣言が発せられた場合に実施する事前避難の実施状況及び地震防災応急対策の実施状況等について県警戒本部長に報告します。

第7節 事前避難対策

1 対象地区の指定

町は、警戒宣言が発せられたとき、避難指示等が必要となるがけ崩れ等の危険地区を事前避難対象地区として定めるとともに、想定される危険の種類、避難場所、避難場所に至る避難路、避難の勧告又は指示の伝達方法、避難場所で行う救護の措置等を次のとおり定めます。

【事前避難指定地域（福浦地内）】

避難地区の範囲 (下記路線で囲む地域)	想定される危険の種類	避難場所
町道福浦38号線 町道福浦中通り線 町道吉浜190号線 国道135号	石積崩壊 地すべり	旧福浦幼稚園園庭

2 事前避難経路設定

避難対象地区から避難場所までの経路は、安全性等を考慮して、設定します。

前項の地区の事前避難経路は、幅員4.5m以上の道路を基本とします。

3 事前避難体制の確立

(1) 事前避難体制の確立

町は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動がとれるよう事前避難体制の確立に努めます。

ア 避難に当たっては、警戒宣言が発せられた時から地震の発生までは比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図ります。

イ 町は、避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した高齢者、障がい者、

子ども、病人等避難行動要支援者の避難については、自主防災組織等の協力のもとに実施します。また、外国人、観光客等についても、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応を実施します。

(2) 要配慮者保護のための屋内での避難生活の運営

避難地で運営する避難生活は、原則として屋外としますが、高齢者、子ども、病人等要配慮者の保護のため、国及び地方公共団体が定めた指針に基づき、あらかじめ指定された施設内において避難生活を運営できるものとします。

(3) 避難計画の見直し

町は、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の結果等を踏まえ、避難計画を見直すこととします。

4 避難勧告又は指示

町警戒本部長（町長）は、警戒宣言が発せられたときに、避難対象地区に対し、防災行政無線、公用車、消防車両等により避難の勧告又は指示を行います。また、避難対象地区内の自主防災組織の長には直接伝達を行います。

避難対象地区以外の地区に対しては、耐震性が確保された自宅での待機等、安全な場所で行動するよう広報します。また、地盤や都市構造上の問題から危険性が総体的に高い地域に対しては、避難対象地区に準じた避難を促します。

避難状況は、県に報告するとともに、小田原警察署と相互に連絡をとります。

5 避難誘導

自主防災組織は、消防職員と協力して避難対象地域の住民を避難場所まで誘導します。

なお、避難の方法は原則徒歩としますが、山間地など避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が困難な場合は、車両による避難も可能とします。

6 滞留者対策

J R湯河原駅周辺の滞留者の退避場所は、湯河原町商工会館とし、温泉場周辺の滞留者は湯河原観光会館とします。また、駅及び温泉場以外における滞留者の退避場所は、最寄りの指定避難所とします。

7 避難後の措置

町は、安否等、避難者が必要とする情報を避難者に提供します。

第8節 火災、救助・救急、津波対策

1 火災の防止等

警戒宣言が発せられたとき、消防機関は平常時の消防業務（災害活動を除きます。）を停止又は縮小し、次の事項を重点に必要な措置を行います。

- (1) 地震に備えての消防部隊の増強配備
- (2) 東海地震予知情報の収集と伝達体制の確立
- (3) 消防、救助資機材及び救急資機材の確保
- (4) 出火防止、初期消火等の広報の実施
- (5) 各種施設、事業所等に対し応急計画実施の指示
- (6) 危険物タンクローリーの対応措置の指示
- (7) 迅速な救助・救急活動のための体制確保
- (8) 火災、水災等の防除のための警戒
- (9) その他必要な事項

2 津波被害の防止

町は、警戒宣言が発せられた場合、津波による被害を軽減するため、次のとおり必要な措置を行います。

- (1) 要員の確保、配置
- (2) 東海地震予知情報の収集と伝達体制の確立
- (3) 沿岸住民及び海浜利用者等に対する事前避難の勧告、指示
- (4) 防潮門扉等の施設の点検
- (5) 水防用資器材の点検整備及び緊急調達体制の確保
- (6) その他必要な事項

3 消防配備体制

消防職員及び消防団員は、東海地震予知情報等により、原則として消防対策本部に参集することとします。

4 消防対策本部の設置と運用等

消防本部に消防対策本部を設置し、湯河原町警防計画に準拠して運用します。

第9節 町が管理又は運営する施設・設備等に関する対策

町は、東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された場合、地震の発生に備え、管理する施設、設備について点検を実施し、必要に応じて緊急の措置を講じます。

1 施設・設備の点検

(1) 火気使用設備

火気使用は、極力制限します。やむを得ず使用するときは、地震が発生した際直ちに消火できるよう措置を講じます。

(2) 自家発電装置、発電機等

停電に備えて、自家発電装置、可搬式発電機の整備点検を確認します。

(3) 消防用設備等

消火器、消火用水、火災報知設備及び防火戸等の点検確認を行います。

(4) 危険物

貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスについては、所定の場所に移動・保管するか、転倒防止、漏えい防止措置を講じます。また、緊急遮断装置、安全装置類について作動確認を行います。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設等への対策

施設利用者及び施設関係者の安全に配慮するため、町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、図書館等の措置は、おおむね次のとおりとします。

(1) 警戒宣言、地震予知情報等の来場者への伝達

(2) 来場者の退避等、安全確保のための措置

(3) 施設の防災点検、応急補修及び整備備品等の転倒落下防止措置

(4) 出火防止措置

(5) 受水槽等への緊急貯水

(6) 消防用設備の点検・整備と事前配備

3 緊急の措置

(1) 資機材等の確保

防災活動に必要な最低限の食料、飲料水、資材（ラジオ、懐中電灯等）等を確保します。

(2) 通信手段の確認・確保

発災に備えて、有線、無線、その他の連絡手段について作動確認をします。

第10節 警備対策

1 警察署の実施する対策の基本方針

警察は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の公表に伴い、東海地震の発生に係る住民の危具、不安感等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、小田原警察署の総合力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、住民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期します。

2 警備体制の確立

- (1) 東海地震に関する異常現象の観測により東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受領した場合には、直ちに小田原警察署に警察署長を警備本部長とする小田原警察署東海地震警戒警備本部が設置されます。町警戒本部は、必要に応じ所要の要員を小田原警察署東海地震警戒警備本部へ相互に派遣し、協力連携体制を強化します。
- (2) 別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な警備部隊運用を行います。

3 警察署長の実施する地震防災応急対策

東海地震に関連する情報の公表又は警戒宣言の発令に伴い、警察署長が実施すべき地震防災応急対策に係る措置は、おおむね次に掲げる事項です。

(1) 情報の収集・伝達活動

東海地震に関連する情報及び警戒宣言が公表されたときは、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、次の活動を実施します。

ア 町の実施する東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達に伴う協力

イ 各種情報の収集

ウ 町警戒本部、関係機関等との相互連絡体制の確立

エ 住民等への情報伝達活動

(2) 広報活動

民心の安定と混乱の防止を図るため、町警戒本部、関係機関等との緊密な連携を保ちながら、次のことを重点に広報活動を実施します。

ア 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報

イ 道路交通の状況と交通規制の実施状況

ウ 自動車運転者のとるべき措置及び車両運転自粛に関する事項

エ 犯罪の予防等のために住民がとるべき行動

オ 不法事案を防止するための正確な情報

カ その他混乱防止のために必要な情報

(3) 社会秩序維持活動

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期します。

ア 正確な情報の収集、伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止

イ 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防取締り

ウ 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防取締り

エ 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護

オ 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒

カ 民間自主防犯活動等に対する指導

第11節 道路・交通対策

町は、警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供し、不要、不急な旅行等の自粛を要請します。

警察は、東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき、交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の円滑な避難と防災関係機関が実施する緊急輸送の円滑な実施のため、交通規制等の交通対策を実施します。

なお、町内の交通規制は、地震防災応急対策の実施状況、道路交通の状況、交通規制に伴う地域住民の日常生活への影響等を総合的に判断して、効果的に実施するものとします。

1 交通規制措置

(1) 基本方針

ア 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制します。

イ 強化地域内への一般車両の流入は、極力制限します。

ウ 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しません。

エ 避難路及び緊急交通路指定想定路線は、優先的にその機能の確保を図ります。

オ 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置は、県公安委員会の定めるところにより実施します。

(2) 警戒宣言が発せられたときの交通規制

警戒宣言が発せられたときは、強化地域における交通の混乱の防止を図り、

地震防災応急対策活動が円滑に行われるように一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や、緊急交通路指定想定路線の確保など必要な規制を実施します。

ア 通行禁止区域及び通行制限区域の設定

警戒宣言が発せられたときは、強化地域を中心に通行禁止区域、通行制限区域を定め、同区域を補完するため迂回路を指定して、一般車両の通行禁止及び制限の交通規制を実施します。

イ 緊急交通路指定想定路線の確保

緊急交通路指定想定路線として指定が想定される道路の中から、交通の状況に応じて確保します。

2 運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両は、次の要領により行動するものとします。

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動するものとします。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外に駐車するものとします。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止し、エンジンを切り、エンジンキーをつけたまま窓を閉め、ドアはロックしないものとします。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないものとします。

ウ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとるものとします。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

第12節 緊急輸送対策

1 緊急輸送の実施

町は、警戒宣言が発せられたときに、警戒宣言発令時対策及び応急対策の円滑な実施を確保するため、次のとおりの緊急輸送を実施します。

(1) 警戒宣言発令時対策要員

(2) 食料、医薬品、防災資機材等の物資

(3) その他町警戒本部長（町長）が必要と認める人員、物資又は資機材

2 緊急輸送路等の確保

(1) 緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施に当たっては、輸送手段の競合を生じないように緊急輸送関係機関及び実施機関相互の連携協力体制を十分整備するものとし、警戒宣言後の緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じたときは、県及び町警戒本部で必要な調整を行うものとし、

(2) 町における緊急輸送路は、次のとおりです。

ア 緊急交通路指定想定路線

路線名	区間
国道 135 号	早川口交差点から静岡県境までの間
県道 75 号(湯河原箱根仙石原)	湯河原駅入口交差点から仙石原交差点までの間

イ 緊急輸送路線

第 1 次路線：高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線

路線名	区間
国道 135 号	早川口交差点から静岡県境までの間
県道 75 号(湯河原箱根仙石原)	湯河原駅入口交差点から仙石原交差点までの間

第 2 次路線：第 1 次緊急輸送路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線

路線名	区間
県道 740 号 (小田原湯河原)	小田原市根府川～湯河原町吉浜
町道中央 21/57 号線	県道 75 号 [湯河原箱根仙石原] 交点～湯河原町役場

3 緊急輸送車両等の確保

町は、発災後の緊急輸送に備え、輸送車両等の確保を図ります。

- (1) 発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図ります。なお、確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段等は、別に定めます。
- (2) 町は、輸送手段の確保について、必要に応じて県に要請します。

4 緊急輸送車両の確認手続

(1) 緊急輸送車両（確認対象車両）

緊急輸送車両は、大震法第二十一条第二項に規定する地震災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

- ア 東海地震に関連する情報の伝達及び避難の勧告、指示
- イ 消防、水利その他の応急措置
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護
- エ 施設及び設備の整備、点検
- オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けらるおそれのある地域における社会秩序の維持
- カ 緊急輸送の確保
- キ 地震災害が発生したときにおける食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するために必要な体制の整備
- ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置

(2) 緊急輸送車両に準ずる車両

(1)の緊急輸送車両のほか、特に緊急を必要とする次の車両は、緊急輸送車両に準ずる車両とします。

- ア 道路交通法施行令（昭和35年政令第207号）第十三条に規定する緊急自動車
- イ 道路交通法施行令第十四条の二に規定する道路交通維持作業用自動車
- ウ 医療行政及び感染症防疫のための車両
- エ 報道機関の緊急取材のための車両
- オ その他特に緊急を必要とする次の車両
 - (ア) 郵便物の集配及び電報配達のための車両
 - (イ) 金融機関の現金輸送のための車両
 - (ウ) 新聞の輸送のための車両
 - (エ) 廃棄物の処理及び清掃のための車両
 - (オ) 道路交通法施行令第二十六条の三に規定する通学、通園バス

(3) 緊急輸送車両の確認手続

大震法第二十四条に規定する緊急輸送車両であることの確認並びに同法施行令第十二条に規定する確認標章及び確認証明書の交付事務手続は、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、各警察署及び交通検問所等）が行います。

第13節 鉄道等の公共交通対策

1 鉄道

- (1) 警戒宣言が発せられたときの運行に関する措置は、鉄道事業者の定める応急計画により行います。
- (2) 滞留者の保護は、鉄道事業者が措置するものとしますが、滞留が長期化するとき、危険が見込まれるとき及び発災後における避難、収容、給食等については、町と鉄道事業者とで協議して措置します。

2 路線バス

- (1) 警戒宣言が発せられたときの運行に関する措置は、各事業者の定める応急計画により行います。また、通過旅客の保護対策は、運行責任者の要請に基づいて、上記1(2)に準じて町が措置します。
- (2) 警戒宣言発令の情報を入手した運行中のバス乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し最寄りの広域避難場所を知らせるものとします。

第14節 生徒等保護対策

警戒宣言の発令に伴い、保育園、幼稚園、学校は、生徒等の生命身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策を講じるものとします。特に園長又は学校長は、生徒等の保護について、次の事項に十分留意した避難誘導対策を定めるものとします。

1 避難誘導対策

- (1) 生徒等の生命・身体の安全確保を最優先した対策であること。
- (2) 園又は学校が所在する地域の諸条件等を考慮した対策であること。
- (3) 警戒宣言発令に迅速に対応できる対策であること。
- (4) 生徒等の行動基準並びに園や学校及び教師等の対処、行動が明確にされている対策であること。
- (5) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担が明確にされている対策であること。
- (6) 警戒宣言発令後において、緊急連絡等ができない事態を想定して、特に生徒等の引渡し等は、保護者に十分理解されている対策であること。
- (7) 交通機関の運行状況についても十分配慮した対策であること。

2 園又は学校の対応

- (1) 園長又は学校長は、学校に警戒本部を設置し、東海地震に関連する情報のほか、必要な情報等の把握に努め、的確な指揮に当たります。
- (2) 生徒等は、生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、園又は学校で生徒等を保護し、安全が確認された後に、保護者へ引き渡します。ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、保護者が来校（園）するまでは、園又は学校で生徒等を保護します。
- (3) 園長又は学校長は、指導、監督機関に、避難・誘導の状況を速やかに報告します。
- (4) 園又は学校は、各施設の保安措置をとります。
- (5) 初期消火及び救護・搬出活動の防災活動体制をとります。

3 教職員の対処、指導基準

- (1) 警戒宣言が発せられたときは、生徒等を教室などに集め、避難、誘導等の状況の説明をします。
- (2) 生徒等の避難・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示します。
- (3) 担任等は、出席簿等を携行し、警戒本部の指示により所定の場所へ避難・誘導等を行います。
- (4) 障がいのある生徒等に対しては、あらかじめ介助体制を整えておきます。
- (5) 生徒等の保護者等への引渡しは、あらかじめ決められた方法で確実にを行います。
- (6) 生徒等の帰宅は、地区別、方面別等班編成を工夫し、単独の下校は、極力避けます。
- (7) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等は、氏名、人数等を確実に把握し、引き続き保護します。
- (8) 生徒等の安全を確保した後、警戒本部の指示により防災活動体制をとります。

4 登下校時、在宅時に警戒宣言が発令されたときの対策

- (1) 登校時に警戒宣言が発令されたときは、直ちに帰宅するよう指導します。ただし、学校へ登校済みの生徒等に対する対応は、在校時における避難行動によるものとします。
- (2) 交通機関の利用時は、関係機関の責任者の指示に従うよう指導します。

- (3) 下校時に警戒宣言が発令されたときは、平常の通学路を通過してそのまま下校するよう指導します。
- (4) 在宅時は、登校しないようにし、家族とともに行動するよう指導します。
- (5) 登下校の途上にあるときは、自分の判断で行動することになるので、警戒宣言発令時の基本行動と、災害時の避難に関する基本行動を合わせ、特に具体的な指導を徹底するよう努めます。

第15節 医療機関、福祉施設対策

1 医療機関の対策

医療機関は、速やかに警戒宣言発令時対策を実施し、被害発生の防止を図るとともに、医療機能の維持に努めます。

(1) 警戒宣言発令時の措置

ア 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発せられたことについて、医師等の職員及び外来患者等に対して周知を図ります。

イ 院（所）の防災対策

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施するものとします。

ウ 入院患者等の安全確保

医療機関の長は、入院患者等の安全確保を講じます。

手術中のときは、医師の判断により安全措置を講ずるものとし、手術予定については、緊急やむを得ないときを除き延期するものとします。

エ 診療

地域医療の確保のため、耐震性を有するなど安全性が確保されている病院は、診療を継続します。

オ 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保もあわせて行います。また、医師をはじめとした職員については、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図ります。

また、患者等の保護等のため、施設の耐震性を考慮し、他の病院、病棟への搬送あるいは家族等への引渡しを行います。

(2) 医療救護班の編成・待機

警戒宣言の発令に伴い、日本赤十字社神奈川県支部及び小田原医師会湯河原班は、救護班を編成し、待機します。

2 社会福祉施設の対策

(1) 警戒宣言発令時の措置

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期するため、次の措置をとるものとします。

ア 警戒宣言発令の周知徹底

イ 施設設備の点検

ウ 落下物等の防止措置

エ 飲料水、食料等の確保

オ 関係機関、保護者との連絡体制の確保

(2) 発災後への備え

入所者等の保護等の方法は、施設の耐震性を考慮し、他の福祉施設等への移送あるいは家族へ引渡しを実施します。

第16節 ライフラインの安全対策

1 上下水道施設

(1) 上水道施設

町は、地震発生に備え、あらかじめ定められた湯河原町水道事業地震防災応急計画等に当たって次の措置を行います。

ア 給水量の事前確保

警戒宣言が発令されたときは、非常時に備え町営水道及び簡易水道組合との連携を図り、緊急貯水を確保します。また、各学校等のプールのろ水機の点検及び飲料水兼用耐震性貯水槽の保守に努め、給水体制を整備します。

イ 配水池等の警備体制

浄水施設をはじめ、送水、配水設備の全稼動態勢をとり、各配水池の貯水量確保を図ります。また、全配水池について、災害発生時及び災害発生における緊急貯水のため、流出入弁等が正常に稼動しているか点検します。

(2) 下水道施設

町は、地震発生に備えて、被害を最小限とするため下水道施設及び資機材の保守点検、確保並びに応急復旧のための要員の配備を行います。

2 電気、ガス施設関係

電気施設、ガス施設等の地震防災応急対策の実施は、それぞれの機関の防災業務計画によるところですが、警戒宣言が発せられたときは、町警戒本部長（町長）は、情報を伝達し、必要な応急対策の体制（協力）を確保します。

3 通信施設関係

町警戒本部長（町長）は、警戒宣言が発せられた場合、東日本電信電話（株）神奈川事業部等の電信電話機関に対し、情報を伝達し、必要な応急対策の体制（協力）を確保します。

第17節 金融機関の措置

1 民間金融機関にかかる措置

関東財務局横浜財務事務所及び日本銀行横浜支店は、県と連携し、警戒宣言発令時における民間金融機関の業務について、次に掲げる措置をとるよう要請します。

(1) 警戒宣言が発せられた場合の措置

窓口における営業は、普通預金（総合口座を含む）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭のお客様の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。

ただし、この場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来たさないような措置を講ずること。

手形交換所において交換事務を中断し、または取止めざるを得ないときは、状況に応じ決済時間変更、決済繰延べ等の措置を講ずること。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期するため、窓口営業の開始又は再開は行わないこと。ただし、この場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずること。

(2) 警戒解除宣言が発せられた場合等の措置

警戒解除宣言が発せられた場合は、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

第18節 事業所等の措置

1 警戒宣言が発令されたときの対応

- (1) 防火管理者、保安管理者などを中心に、地震災害を防止、軽減するための体制を確立するものとします。
- (2) テレビ、ラジオ、防災行政無線等から情報を正確に入手し、顧客・従業員等に迅速・正確に伝達するものとします。
- (3) 地震防災応急計画又は消防計画等にしたがって、地震災害を防止、軽減するため次の措置を講じます。
 - ア 火気使用設備等地震発生により出火原因となるものは、原則として使用の中止
 - イ 建物の防火上又は避難において重要な施設及び消防用設備等の点検
 - ウ 薬品類、危険物などの流出、漏えい防止
 - エ 商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒・落下防止
- (4) 火気使用店舗は、原則として営業を自粛します。
- (5) 飲料水、非常食料、医薬品等を確保します。
- (6) その他必要と思われる措置を講じます。

2 事業所等の従業員の帰宅措置

一般の事業所は、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを原則とします。

やむを得ず従業員を帰宅させるときは、従業員数、最寄りの駅及び道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路に係る状況を確認した上、時差退社をさせます。

ただし、近距離通勤者は、徒歩又は自転車によるものとし、交通機関の利用による帰宅はしないものとします。また、自家用車による帰宅も行わないものとします。

なお、強化地域内では、原則として鉄道の運行が中止されるため、遠距離通勤者で帰宅が困難となる者については、それぞれの事業所等において適切な措置を講じます。

第19節 自主防災組織・各家庭の対策

警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、自主防災組織及び各家庭は、「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から対策を行います。

1 自主防災組織の本部の設置

自主防災組織の活動拠点となる本部等を設置します。

2 情報の収集・伝達

- (1) 町等の情報伝達と並行し、地域内を広報します。
- (2) 警戒宣言等の情報が、正確に全家庭に伝達されているか、確認に努めます。
- (3) 要配慮者の世帯へは、個別訪問し、情報を伝える等、要配慮者を優先、配慮した活動を行います。

3 初期消火の準備

消火栓器具、可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとります。

4 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材の点検をし、必要な場所に配備するとともに、担当要員の配置を確認します。

5 家庭内の対策

- (1) 家具類の固定状況を確認します。
- (2) 落下防止のため、タンス、食器戸棚、本棚等の上部を整理します。
- (3) 窓ガラス飛散防止のためフィルムを貼る等の安全対策を行います。
- (4) 火気危険物の除去、消火器の確認、水のくみ置き等、出火防止対策を講じます。火気の使用は、必要最小限とします。
- (5) 最低3日分程度の食料、飲料水を確保します。
- (6) 動きやすい服装に着替えます。
- (7) 非常持ち出し品の確認をします。

第20節 救援対策等

1 食料

町は、地震災害の発生に備えて、備蓄物資等の確認を行うとともに、協定等を締結している関係団体と連絡をとり、食料調達体制の確認に努めます。さらに、食料の調達あっせん又は炊き出しのための要員確保、資機材及び輸送手段などの確保を図ります。

また、避難地の対策要員等から要請があったときは、食料の調達あっせん又は炊き出しを行います。

2 給水

町は、発災後の飲料水確保に備え、給水用資機材及び浄水用薬品等の整備点検を行い、円滑に給水活動ができるよう努めます。

また、警戒宣言発令時には、需要者（家庭、その他の施設も含む。）に対し、速やかに緊急貯水を要請します。

3 生活必需物資等

町は、発災後の救護に備え、衣料、生活必需品その他応急必需物資の調達体制の確認と調達可能な物資とその数量の把握に努めます。また、避難地の対策要員等から要請があったときには、これらの物資の調達、あっせん、供与又は貸与を行います。

町は、LP ガスについては、（公社）神奈川県 LP 協会小田原支部との調達可能な数量について、連絡体制の確立に努めます。

4 物価高騰の防止等のための要請

町及び県は、警戒宣言が発せられたときに、食料等の生活必需品等の売り惜しみ又は買い占め、物価の高騰が生じないように、関係する生産者及び流通業者等に対して、必要な要請、指導等を行います。

5 ペット対策

警戒宣言が発せられたときは、所有者がペットを自己管理し、所有するケージを自宅や避難所グラウンドなどに置き、給餌等も自己責任で行うことが基本ですが、町は、自己管理が困難な所有者への支援として、獣医師会と連携して、ペットの保護をするための係留場所等の確保に努めます。

第21節 警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告

町警戒本部長（町長）は、警戒宣言が発令されたときに実施する事前避難の実施状況及び地震防災応急対策の実施状況等について、県警戒本部長に報告します。

第22節 東海地震に係わる防災訓練

町は、警戒宣言発令時又は地震発生時に的確な防災対策を実施できるようにするため、防災関係機関、自主防災組織、学校、事業所等と連携した防災訓練を実施します。

また、訓練終了後は、評価を行い、現状の課題・問題点等を明確にし、必要に応じて体制等の改善を図ります。